平成２２年（フ）第２１５号
鳥取県米子市富益町15番地56セレーネ105号
債務者　佐々木俊樹
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１３４３号
広島市東区若草町18番22―403号　ドミール横山
債務者　畑本　幸夫
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０号
山口県下関市貴船町１丁目19番４号
債務者　荒谷　英治
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
愛媛県松山市泉町107番地14
債務者　菅　美和子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１７号
愛媛県新居浜市東田１丁目甲1246番地の２
債務者　大西　賢市
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２２３号
愛媛県西条市三芳1885番地５
債務者　中原　杉夫
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２２４号
愛媛県四国中央市金生町山田井838番地　トリタニハイツ102号
債務者　堀田さつき
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６０号
高知県安芸市庄之芝町11番18号
債務者　小松　捷子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
高知県室戸市佐喜浜町1281番地
債務者　石川登良雄
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
高知県室戸市佐喜浜町1281番地
債務者　石川　千秋
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
高知県安芸郡芸西村和食甲243番地１
債務者　竹内　達也
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
福岡県久留米市高良内町3802番地９
債務者　林田　雅美
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４５６号
福岡県久留米市山川町1203番地１　アフローテ山川Ｂ棟101号
債務者　石高　麻衣
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４６１号
福岡県久留米市宮ノ陣６丁目16番37号　セジュール宮ノ陣106号
債務者　武田　泰光
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８９６号
熊本市月出１丁目３番22号
債務者　下村　周治
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５３６号
兵庫県川西市錦松台23番18号101、前住所兵庫県宝塚市南ひばりガ丘３丁目14番９―301号
債務者　海老根とし子
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５３７号
兵庫県川西市錦松台23番18号101、前住所兵庫県宝塚市南ひばりガ丘３丁目14番９―301号
債務者　三光サービスこと　河野　健一
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５４２号
兵庫県宝塚市高司１丁目２番26―101号
債務者　林淳澤こと　林　　淳沢
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部